

重要：必ずお読みください

①燃料価格高騰長期化対策への支援

○補助対象

令和4年4月1日～令和4年12月28日までにタクシー車両を運行するために使用した燃料費（ガソリン、軽油、LPガス）が対象

※消費税は対象外。軽油引取税は対象とする。

○補助金の限度額等

（補助率） $10/10$ 以内（消費税は対象外。）

（補助上限額）令和2年度に支出した燃料費の合計額の3割まで（※）

※補助上限額は、令和5年1月第1週LPガスの平均単価により決定（1割～3割の範囲内）されますので、申請段階では3割で算出させていただきます。

○申請について

下記書類をご提出ください。（実施要領に規定）

- ① 様式1-1「補助額決定依頼書兼完了報告書」
- ② 宣誓書
- ③ 補助対象経費の請求書・領収書等の写し
※写しは、補助上限額を若干超える額
- ④ 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業補助金交付決定及び額の確定通知書の写し
※国庫補助金の交付を受けている場合は添付してください。

○受付期間と補助金の支払予定時期

- ①受付締切：令和4年12月28日必着
- ②支払時期：令和5年2月中旬以降

○他補助金との併用について

- ① 他の市町等において同一目的の補助金を受けている場合は、併用可能な市町等の制度を確認の上判断しますので、ご相談ください。
- ② 国庫補助事業（令和4年度燃料価格（LPガス）激変緩和対策事業）との併用は認められますが、県の補助額（LPガスのみ）は国庫補助金額を除いた額となりますので、様式1-1の別紙に国庫補助金額を記入してください。

○お願い

山口県から「令和3年度に支出した燃料費（ガソリン、軽油、LPガス）の支出合計額」の調査依頼がありましたので、「令和3年度山口県公共交通燃料価格高騰対策支援補助金」を受けられた事業者におかれましては、別記に記入の上報告願います。

②物価高騰対策への支援

○補助対象

令和4年4月1日以降に購入したタクシー車両の維持に必要なタイヤ及びオイルに要する経費（交換に関する工賃は対象外）

○補助金の限度額等

（補助率）10/10以内（消費税は対象外）

（補助上限額）保有車両数×13千円（金額は別途通知）

※令和4年3月31日の山口県内の車両数になります。

○申請について

下記書類をご提出ください。（実施要領に規定）

- ① 様式1-2「補助額決定依頼書」
- ② 宣誓書
- ③補助対象経費の請求書・領収書等の写し

○受付期間と補助金の支払予定時期

①受付締切：令和5年1月31日必着

②②支払時期：随時（※）

※県からの補助金入金状況によりお待ち頂く場合があります。令和4年度以内には必ずお支払いします。

○他補助金との併用について

- ① 他の市町等において同一目的の補助金を受けている場合は、併用可能か市町等の制度を確認の上判断しますので、ご相談ください。